

砺波市市民交流支援事業補助金【概要】

趣旨	市民交流を推進する都市の市民との交流を通じて、交流人口の拡大を目指すことを目的に実施する市民交流事業に対して、交付します。
補助金の交付	市民、団体等が指定都市との交流を目的として実施する事業の経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。
指定都市	<ul style="list-style-type: none">・国内の姉妹都市（北海道むかわ町）・フラワー交流都市 （北海道中富良野町、山形県長井市、岐阜県大野町、静岡県下田市、兵庫県宝塚市、山口県萩市、福岡県久留米市、鹿児島県和泊町）・市民交流協定都市（愛知県安城市）・観光交流都市（福井県越前市）
対象事業	<ul style="list-style-type: none">・指定都市における交流事業に参加して宿泊を伴うもの。 （指定都市における宿泊数の合計が10泊以上のもの。）・観光、物産、特産品等の振興目的で開催される事業・文化、教育、スポーツ等による交流を目的とした大会、交流会、情報交換会
交付対象者	<ul style="list-style-type: none">・砺波市に住所を有する者若しくは砺波市内の事業所に勤務する個人又は砺波市に事務所を有する団体
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・宿泊料・交流事業参加費
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・1泊あたり1,000円(1人あたり2,000円限度、限度額30万円)
交付申請	<ul style="list-style-type: none">・補助金を受ける場合は、交流事業を実施する前に交付申請書に必要書類を添付し、提出をお願いします。
問合せ先	<ul style="list-style-type: none">・観光振興戦略班 Tel：0763-33-1111（内線405）